

○瑞穂町商工業振興推進協議会条例

令和2年3月9日
条例第2号

(設置)

第1条 瑞穂町の商工業の振興及び推進に関する施策について、必要な事項を調査し、及び審議するため、瑞穂町商工業振興推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 瑞穂町工業振興計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、商工業の推進に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 瑞穂町商工会の代表者 1人
- (3) 瑞穂町商工会工業部会の代表者 2人以内
- (4) 瑞穂町商工会商業部会の代表者 2人以内
- (5) 瑞穂町観光協会の代表者 1人
- (6) 公募による住民 1人
- (7) 瑞穂町商工会の職員 1人

(令和7条例14・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職名をもって委嘱された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 協議会に必要な応じ分科会を置き、分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令和3条例22・一部改正)

(委員の報酬及びその支給方法)

第10条 委員の報酬及びその支給方法については、瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の公布の日以後最初に招集する協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正)

- 3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年12月9日条例第22号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日条例第14号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にその職にある委員の任期は、この条例による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。